

岩手 働き方改革

推進支援センター のご案内

電話でのお問い合わせ
0120-198-077

《開設時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)》

住所：〒020-0821 盛岡市山王町1-1 岩手県社会保険労務士会内
mail：iwate-roumusikai@xvh.biglobe.ne.jp

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します

こんな「お悩み」を抱えていませんか

- 36協定について詳しく知りたい
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」を参考にパートタイマーなどの処遇改善をするには
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 時間外労働の上限規制への対応は
- 弾力的な労働時間制度の構築には
- 多様な働き方を導入して生産性を上げるには
- 生産性向上による賃金引上げの支援制度は
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか
- 人材確保・育成を目的にした雇用管理改善には
- 必要な「就業規則」の見直しには
- 各種助成金について教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない

「働き方改革」全般について、様々なご相談を受け付けます

「働き方改革」の実行に向けた

▶ 就業規則の作成方法 ▶ 賃金規程等の見直し ▶ 労働関係助成金の活用 など

社会保険労務士等の専門家が**無料**で相談に応じます。

● ご希望に応じて、直接企業に訪問することも可能です。 ● 出張相談会・セミナーも開催します。



厚生労働省 岩手労働局

相談員派遣要請書

令和 年 月 日

岩手働き方改革推進支援センター 行

(FAX 019-601-8515)

所在地

名称

ご担当者

連絡先 (TEL)

(FAX)

相談員の派遣要請を次のとおり要請いたします。

相談内容						
訪問場所						
派遣希望日時	第1希望/令和	年	月	日 (曜日)	時 分	
	第2希望/令和	年	月	日 (曜日)	時 分	
事業場	資本金額 又は 企業規模					
	業種		役員数			
	労働者数	正規/	人	非正規/	人	合計/

岩手働き方改革推進支援センターの事業

電話等による 個別相談

支援センターでは相談員が常駐して、電話・メール・来所による相談に対応します。

企業訪問による 相談支援

ご希望により、専門家が直接ご訪問します。

出張相談会

商工会議所・商工会や中小企業団体中央会等において出張相談会を実施します。

事業主向け セミナー開催

商工会議所等において、制度紹介や労務管理手法等の普及セミナーを開催します。

関係機関との連携

ご相談内容に応じ、「県内地方公共団体」、「よろず支援拠点」等と連携を図ります。

《岩手働き方改革推進支援センターの事業目的》

長時間労働の抑制や女性の活躍促進、非正規労働者の処遇改善、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、「働き方改革」を進めることは、生産性を向上させ、企業の成長・発展のために効果的な取り組みです。

この「働き方改革」にこれから取り組む、また、すでに取り組んでおられる企業を、ワンストップで支援するために平成30年4月に開設されました。

中小企業の皆様へ
相談支援 **無料**
のご案内です

『岩手働き方改革推進支援センター』は岩手県社会保険労務士会が岩手労働局より委託を受けて設置した公的な相談窓口です。